

7 教高第 8 2 2 号
令和 7 年 8 月 2 6 日

各 都 道 府 県 知 事

各都道府県教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

令和 7 年度福島県奨学資金（震災特例採用）奨学生の
追加募集について（依頼）

当県の奨学資金事業につきましては、平素から御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当県教育委員会では、原子力災害被災地域において被災し、経済的理由により修学困難となった高校生、専修学校（高等課程）生及び特別支援学校（高等部）生の修学支援を図るため、奨学資金貸与を実施しています。

「震災特例採用」で貸与する奨学資金については、当県の震災後の復興を担う高校生等の将来により一層の負債を負わせ、経済的自立を遅らせることを避けるため、卒業後の奨学生本人の収入が基準額を超えない場合は、最長 5 年まで返還を猶予することができます。また、卒業後、5 年経過後も収入及び収入見込が基準額を超えない場合は、申請により特例的に返還義務を免除することとしています。

つきましては、令和 7 年度追加募集を実施しますので、貴所管の高等学校等に対し、保護者が福島県内に住所を有している生徒への周知及び希望者の推薦を別紙により依頼したく、貴職よりお知らせくださるようお願い申し上げます。

(事務担当 高校教育課 震災特例奨学資金担当 井田 電話 024-521-7775)

別紙

1 推薦方法

- ① ホームページ掲載の「推薦事務の手引き」により、各学校において貸与希望者の申請書類を取りまとめの上、当職まで送付してください。

取りまとめに当たっては、「申請書類チェック票」を活用してください。

※募集案内、推薦事務の手引き、チラシ、申請用紙等は、以下にデータ版を掲載しております。

当課ホームページ⇒福島県奨学資金⇒震災特例採用

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/shinnsaitokurei.html>

※ 推薦に当たっては、貸与資格の要件を満たしていること、申請書類の記入漏れや記入誤り、必要書類の不備のないことを十分に確認願います。

2 提出期限

令和7年10月15日（水） 必着

3 提出先・問合せ先

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2-16

福島県教育庁高校教育課「震災特例奨学資金担当」

電 話 024-521-7775

FAX 024-521-7973

4 その他

- ① 募集案内は、コピーにより対応してください。
- ② 募集案内のチラシに学校用の締切日記入欄を設けていますので、学校における締切日を記入して使用してください。
- ③ 「震災特例採用」で貸与する奨学資金については、県の震災後の復興を担う高校生等の将来により一層の負債を負わせ、経済的自立を遅らせることを避けるため、卒業後の奨学生本人の収入が基準額を超えない場合は、最長5年まで返還を猶予することができます。また、卒業後、5年経過後も収入及び収入見込が基準額を超えない場合は、申請により特例的に返還義務を免除することとしていますので、制度の特徴について十分に周知してください。

福島県奨学資金震災特例採用

高等学校・専修学校（高等課程）

福島県教育委員会では、原子力災害被災地域において被災し、
経済的理由により修学が困難となった高校生を支援するため、
福島県奨学資金《震災特例採用》の奨学生を募集します。

1 貸与月額

区 分	国 公 立	私 立
自 宅 通 学	18,000 円	30,000 円
自宅外通学	23,000 円	35,000 円

※保護者と同居の場合は自宅通学扱いとなります。

2 貸与期間

最長で令和6年4月から令和7年3月まで（来年度の実施は未定）

3 申込の方法

在学する学校を通して行います。

① 申請に必要な書類を学校へ提出 _____ 月 _____ 日まで



② 学校の推薦を得て申請へ



③ 学校より申請書類を福島県へ 令和6年10月15日(火)必着

4 採用の決定

提出された書類により、選考作業を行い、奨学生として決定します。

採否については、学校を通して12月初旬頃まで本人に通知します。

採用決定ののち、誓約書を受理後、4月分まで遡り貸与を開始します。

◆問合せ先◆ 在学する学校又は福島県教育庁高校教育課（下記）まで

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2-16

Tel: 024-521-7775 (直通)

Fax: 024-521-7973

福島県高校教育課

検索

＜震災特例採用奨学資金＞

震災特例採用奨学資金は、原子力災害被災地域において被災し、経済的な理由により修学が困難となった高校生を支援するための奨学金です。

卒業後の奨学生本人の収入（見込）が5年経過後も基準額を超えない場合は、特例的に返還義務を免除します。

＜応募資格＞

1 各区分に応じ、次に掲げる条件を具備していること。

(1) 高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）又は修業年限2年以上の専修学校の高等課程（福島県教育委員会で定める専修学校に限る。）の生徒であること。

(2) 次に掲げる条件を具備していること。

① 県内の高等学校、専修学校（高等課程）に在学する者については、県内に6ヶ月以上住所を有していること。

② 県外の高等学校、専修学校（高等課程）に在学する者については、震災時に生徒本人が本県に住所を有し、かつ保護者が県内に6ヶ月以上住所を有していること。

(3) 原子力災害被災地域において被災し、下記のいずれかの事由により修学が困難で、生徒の生計を主として維持する方の所得金額が所得基準額以下であること。（詳細は別紙「所得金額の求め方」をご覧ください。）

① 警戒区域又は計画的避難区域内に居住して避難した場合

② 緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域等に居住して市町村の判断により避難した場合

2 所得

主たる生計維持者（保護者等）の1年間の総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた所得金額が、規定する所得基準額以下であること。

（詳細は別紙「所得金額の求め方」をご覧ください。）

＜貸与方法＞

追加採用決定後、1年分を令和7年1月末（予定）に奨学生本人の口座に振り込みます。

＜利子・保証人＞

無利子・連帯保証人1名（原則親権者）

＜注意事項＞

1 応募資格を満たしていることを確認のうえ、学校の推薦を受けて応募してください。

2 他の貸与型の修学資金と併願することは可能ですが、同時に受けることはできません。採用後に他の貸与型奨学金との併用が判明した場合は、奨学生決定当初に遡及して奨学生を取り消します。

3 過去に福島県奨学資金を全修学期間貸与された者は申し込みできません。

4 1年生以外の方も申込可能です。